

朝日町保育園における土曜日保育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、朝日町保育園において土曜日を家庭教育の日として推進するとともに、土曜日に家庭での保育が困難な家庭を支援するため土曜日保育の実施について、必要な事項を定める。

(家庭での保育が困難な事由)

第2条 家庭での保育が困難な事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- (1) 保護者の方々の就労、就学、職業訓練等
- (2) 前号に準じる事由で園長が必要と認めたもの

(対象児童)

第3条 事業の対象となる児童(以下「対象児童」という。)は、朝日町保育園に在籍する児童とする。

(実施日)

第4条 事業の実施日は、土曜日とする。ただし、次に掲げる日は、事業を実施しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、園長が必要と認めた日

(実施時間)

第5条 事業の実施時間は、午前7時30分から午後5時30分までの間とする。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする保護者は、毎週木曜日9時30分までに、土曜日保育利用申込書(様式第1号)を園長に提出しなければならない。

(利用料等)

第7条 利用料等は、事業に係る実費とし、別表に定める額とする。

(利用料等の納付)

第8条 事業を利用しようとする保護者は、前条に定める利用料等を利用の申請の際に納付しなければならない。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。